

資金の概要

ビジネスモデル再構築支援資金

目的	<p>厳しい経営環境に直面しながらも、今後の経済社会に対応していくため、中小企業者等の業態転換や事業多角化、事業転換など事業再構築の積極的な取り組みを後押しし、成長を促進する。</p>															
融資対象	<p>次の1から3までのいずれかを満たす意欲ある中小企業者等及び次の4から6までのいずれかに該当する意欲ある特定事業者</p> <p>■ 業態転換や事業多角化など事業再構築促進関連【中小企業者等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国や県、市町が交付する補助金等（事業再構築補助金やものづくり補助金などを活用しての業態転換等新たな事業に取り組むもの）のつなぎ資金や継ぎ足し資金 2 現在行っている事業を継続しつつ、原材料、生産技術、用途、販路、機能、性能などの転換など、新たな事業に取り組むもので、経営の生産性や付加価値の向上につながる経営行動に係る計画、又は現在行っている事業を廃止・縮小し、新たな事業に取り組むもので、経営の生産性や付加価値の向上につながる経営行動に係る計画を作成したもの 3 SDGs の趣旨に沿った「持続可能な社会づくり」に貢献する事業再構築（融資対象1から3までのいずれか）につながる取組で経営行動に係る計画を作成したもの <p>■ 付加価値・生産性向上による企業の成長促進関連【特定事業者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第1項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域経済牽引事業を実施するもの（要綱第2条第1項第3号ア、同号ウ又は同号エに該当する特定事業者） 5 中小企業等経営強化法第14条第1項に規定する承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を実施するもの（要綱第2条第1項第3号ア、同号イ又は同号エに該当する特定事業者） 6 中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する認定経営力向上計画に従って、経営力向上に係る事業を実施するもの（要綱第2条第1項第3号ア、同号イ又は同号エに該当する特定事業者） 															
融資条件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">資金用途</td> <td>運転資金</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>10年（うち据置2年）以内</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>5年以内 年2.2%（責任共有制度対象外：年2.0%） 5年超 年2.3%（責任共有制度対象外：年2.1%）</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>すべて保証付き 年0.34～1.76%</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>山口県信用保証協会の定めるところによる</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>必要に応じて徴求</td> </tr> </table>		資金用途	運転資金	融資限度額	1億円	融資期間	10年（うち据置2年）以内	融資利率	5年以内 年2.2%（責任共有制度対象外：年2.0%） 5年超 年2.3%（責任共有制度対象外：年2.1%）	保証料率	すべて保証付き 年0.34～1.76%	保証人	山口県信用保証協会の定めるところによる	担保	必要に応じて徴求
資金用途	運転資金															
融資限度額	1億円															
融資期間	10年（うち据置2年）以内															
融資利率	5年以内 年2.2%（責任共有制度対象外：年2.0%） 5年超 年2.3%（責任共有制度対象外：年2.1%）															
保証料率	すべて保証付き 年0.34～1.76%															
保証人	山口県信用保証協会の定めるところによる															
担保	必要に応じて徴求															